



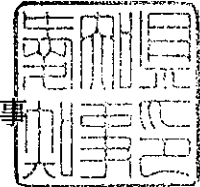
3環活第594号

令和4年3月25日

都市計画決定権者 豊橋市

代表者 豊橋市長 浅井 由崇 殿

愛知県知事



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）についての知事意見について
（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第
31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第20条第1項の規定に基づ
く環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）についての知事意見

はじめに

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (3) ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。
- (4) 本事業では、豊橋市資源化センター敷地内でごみ処理施設を稼働しながら建設工事及び解体工事が実施されることから、工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行の集中等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、適切な工事計画を検討すること。
- (5) 既存の豊橋市資源化センターのごみ処理施設において、アスベストの存在が確認されており、また、ダイオキシン類等の有害物質が存在している可能性が考えられることから、解体撤去工事に伴う飛散又は流出防止対策を徹底すること。

2 騒音及び超低周波音

- (1) 事業実施区域の近隣に住宅が立地していることから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、低騒音型建設機械や低騒音型機器の積極的な導入を図るとともに、これらの配置、稼働時間帯等に配慮することにより、建設機械の稼働等及び機械等の稼働に伴う騒音及び低周波音の更なる低減に努めること。
- (2) 工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路沿道環境への影響をより一層低減するため、運行ルートごとの車両台数等について沿道環境を踏まえて適切に設定するとともに、車両台数の抑制や低公害型車両の積極的な導入を図るなど環境負荷の低減に努めること。

3 動物、生態系

事業実施区域及びその周辺では、ヒメタイコウチの生息が確認されていることから、建設工事及び解体工事の実施に当たっては、その生息環境の保全に十分配慮すること。

4 景観

施設を近傍から視認した際の影響を低減するため、建屋等の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。

5 廃棄物等

建設工事及び解体工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

6 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

7 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

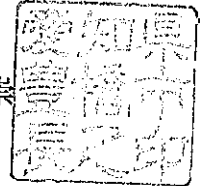


別添2

3豊環保第350-2号
令和4年1月28日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 浅井 由崇



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備
事業に係る環境影響評価準備書（変更）について（回答）

令和4年1月6日付け4環活第463号にて照会のあったこのことについて、下記
のとおり回答いたします。

記

○周囲の環境保全への留意について

- ・周囲の環境保全に留意し、環境負荷低減に努めること。
- ・建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、豊橋市景観計画に沿って周辺景観と調和したものとなるように努めること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課

連絡先 0532-51-2385

